

公益社団法人 全日本不動産協会東京都本部
本部長
石川 康雄 殿

東京都知事
小池 百合子
(公 印 省 略)

「東京都パートナーシップ宣誓制度」の運用開始について

平素より東京都の人権施策推進について、御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

東京都は、多様な性に関する都民の理解を推進するとともに、性的マイノリティのパートナーシップ関係に係る生活上の不便の軽減など、当事者が暮らしやすい環境づくりにつなげるため、「東京都オリンピック憲章にうたわれる人権尊重の理念の実現を目指す条例(平成30年東京都条例第93号)」を一部改正し、「東京都パートナーシップ宣誓制度」を創設して、令和4年11月1日から運用を開始することとなりましたので、下記のとおりお知らせ申し上げます。

貴協会におかれましては、貴協会会員への御周知等につきまして、お取り計らいくださいますようお願い申し上げます。また併せまして、本制度の趣旨を踏まえ、貴協会の事業活動や福利厚生に御活用いただくなど、御理解と御協力の程、よろしくお願い申し上げます。

記

1 制度の概要

東京都パートナーシップ宣誓制度(以下「制度」といいます。)とは、性的マイノリティのパートナーシップ関係※にあるお二人からの宣誓・届出を、都が受理したことを証明(東京都パートナーシップ宣誓制度受理証明書(以下「受理証明書」といいます。))を交付)する制度です。

法律行為である婚姻とは異なり、パートナーシップの宣誓により法律上の効果を生じさせるものではありませんが、都は、本制度の導入を一つの契機として、多様な性への理解がより一層深まり、誰もが自分らしく生き生きと活躍できる社会となることが大切であると考えております。

※パートナーシップ関係:

双方又はいずれか一方が性的マイノリティ(LGBT 等)であり、互いを人生のパートナーとして、相互の人権を尊重し、日常の生活において継続的に協力し合うことを約した二者間の関係のことを指します。

2 制度の特徴

- ・ 手続は、原則オンラインで完結することとしております。
- ・ 対象者を「双方又はいずれか一方が都内在住、在勤又は在学」等としております。

3 受理証明書の活用

法律行為である婚姻とは異なり、パートナーシップの宣誓により法律上の効果を生じさせるものではありませんが、この制度の導入により、都は多様な性や性的マイノリティの方々に対する理解を広めていくとともに、パートナーシップ関係にあるお二人の生活上の困りごとの軽減など、暮らしやすい環境づくりにつなげてまいります。

今後、都の受理証明書の活用が広く社会で図られるよう、賃貸住宅の入居申込や住宅購入時のペアローンの利用等において、当事者の方々から受理証明書の提示を受けられた際は、本制度の趣旨を御理解の上、性の多様性に配慮した御対応に御協力をお願い申し上げます。

受理証明書の具体的な活用事例は、東京都総務局人権部ウェブサイトに掲載の「受理証明書活用先一覧」を御参照ください。

<https://www.soumu.metro.tokyo.lg.jp/10jinken/page/partnership01.html#list>

4 制度の周知について(参考資料等)

都民や民間事業者等の皆様に本制度を御理解いただき、多様な性に関する理解を促進していくため、以下のとおり制度に関するハンドブック等を作成いたしました。貴協会におかれましては、関係者の皆様への案内や広報に御活用いただき、制度の周知に御協力いただきますようお願い申し上げます。

ア 「東京都パートナーシップ宣誓制度」をよりよく知るためのハンドブック

<https://www.soumu.metro.tokyo.lg.jp/10jinken/base/upload/item/handbook.pdf>

イ 「東京都パートナーシップ宣誓制度」をよりよく知るためのリーフレット

<https://www.soumu.metro.tokyo.lg.jp/10jinken/base/upload/item/leaflet.pdf>

ウ 東京動画「東京都パートナーシップ宣誓制度」

<https://tokyodouga.jp/ns83nnsffwk.html>

※ その他、制度利用者向けの手引き等は、東京都総務局人権部ウェブサイトに掲載しています。

<https://www.soumu.metro.tokyo.lg.jp/10jinken/sesaku/sonchou/partnership.html>

【問合せ先】

東京都総務局人権部企画課事業調整担当

電 話 :03-5388-2337(直通)

メール :S0000042@section.metro.tokyo.jp